

基本計画部会第 2 ワーキンググループ 取りまとめ（案）

基本計画部会第2ワーキンググループ 取りまとめ

現行 基本計画の構成	次期 基本計画の基本的考え方(第2WG分)の構成(案)
第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 ① (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 P(統合・削除) (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 ⑨ (7) 統計基準の設定 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等 に 対 応 し た 統 計 の 整 備 ⑧ (ジェンダー統計) (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ⑥ (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 P(統合・削除) (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ⑦ (9) その他 -----	第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 ○ 比較可能性の向上を目指した統計分類等の検討 ・ジェンダー統計、各歳別表章への対応を記述 ○ 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 ② ○ 人口減少社会に対応した統計の整備 ③ ・国民生活基礎調査の試験調査の実施 ・社会生活基本調査の国際比較 ・縦断調査の二次利用 ・国勢調査の実施 ・現在推計人口の基幹統計化 ○ 教育をめぐる状況変化等を明らかにするための統計の整備 ④ ・学校教育段階から就職活動まで追跡調査の実施 ・子どもの学習費調査の調査事項の充実 ・社会教育調査の見直し ○ 企業活動の変化や働き方の多様化等を明らかにするための統計の整備 ⑤ ・同一企業内の雇用形態転換の検証 ・労働力調査の国際比較 ・従業上の地位の見直し

「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」、「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」は、共に背景事情が密接に関連した項目であることから、「人口減少社会に対応した統計の整備」として統合する。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 （第2WG）	第2－2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （3）福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 ◇ 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 ◇ 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した社会保障給付費（加）の基幹統計化の必要性を別紙に記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 ○ 社会保障給付費（加）の基幹統計化については、OECD基準表による集計を充実させるとともに、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表したことから、「実施済」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	P（審議結果を踏まえて記述）
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	P（審議結果を踏まえて記述）
備考（留意点等）	審議において、新たな発展・充実を求める事項が認められなかった場合、項目自体を結合・削除する方向で整理してはどうか。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
医療費に関する統計の 国際比較可能性の向上 (第2WG)	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 ◇ 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。）を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 ◇ 別表には、①OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討、②医療施設調査及び患者調査における行政記録情報の活用について記述。
平成24年度統計 法施行状況報告 の概要	○ ①については、SHA手法が未だ確立されていないことから、国民医療費の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。
平成24年度統計 法施行状況報告 の評価	○ 行政記録情報を活用するなどして、国民医療費の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定作業に積極的に関与することを期待。
次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方	○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、国民医療費が国家財政において重要な位置を占めていることもあり、更なる充実・改善を推進することが必要。 <基本的な考え方> ・ 国民医療費については、その重要性に鑑み、一層の精度向上及び集計結果の拡充を支援するとともに、OECDにおけるSHA改定作業に積極的に関与することが必要。
備考（留意点等）	・ 医療分野の統計の中核となる「医療施設調査」（基幹統計）及び「患者調査」（同）については、平成23年4月の統計委員会答申において、①オンライン調査の推進、②DPC調査やレセプト情報の活用等が「今後の課題」として掲げられているが、これらの課題は平成25年10月頃に計画されている次回調査の諮問審議で検討の予定。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
人口減少社会に対応した統計の整備 （第2WG）	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 ◇ 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。 ◇ 別表には、①配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、②就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、③21世紀出生児縦断調査及び成年者縦断調査における新たな標本の追加、④住民基本台帳人口移動報告における地域別集計の拡充、⑤「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成次期の変更、⑥人口動態統計調査における集計の充実の検討について記述。また、⑦別紙には現在推計人口及び生命表の基幹統計化を検討するよう記述。 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 ◇ 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①家計収支における個計化のよりの確な把握、②全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の採用、③社会生活基本調査における地域コミュニティー活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、④国民生活基礎調査の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、⑤住宅・土地統計調査の見直しの検討について記述。 (9) その他 ◇ 別表には、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】 ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、①、④、⑥及び⑦(生命表)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 【暮らし方の変化に対応した統計の整備】 ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、③及び④(クロス分析)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。 【その他】 ○ 平成27年国勢調査の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。

平成24年度統計 法施行状況報告 の評価	【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】 ○ 「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。 【暮らし方の変化に対応した統計の整備】 ○ 「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。 【その他】 P（審議結果を踏まえて記述）
次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方	○ 「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の整備」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。 ○ なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。 <基本的な考え方> ○ 「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。 ○ 「国民生活基礎調査」については、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となる標本規模の拡大について、試験調査の結果を踏まえて検討する。 ○ 統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズからの結果精度や記入者負担の点を考慮した上で、各歳別表章の実施・年齢区分の見直しなどについて検討する。 ○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）は対象者が中学生になったことを勘案し、今後のあり方について検討する。 ○ 社会生活基本調査については、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。 ○ P（審議結果を踏まえて記述）

備考(留意点等)	・ 各歳表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、次期基本計画全体の基本的な視点（経済・社会の環境変化への的確な対応）の要素の一つとして整理。 ・ 現在推計人口については、現行基本計画の別表（別紙）の廃止に伴い、本項目の課題として整理。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、第3WGにおける「オンライン調査の推進」で整理。
----------	---

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (第2WG)	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 ◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。 ◇ 別表には、①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等について比較可能性向上、②学校保健統計調査における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤子どもの学習費調査における調査項目追加について検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③（船員労働統計関係）については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③（総務省・厚生労働省分）については、「実施済は妥当」との判断。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 「実施予定」とされている事項については、教育機能・経済負担等をよりの確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間中における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。 ○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」（平成25年1月15日閣議決定）の第二次提言（平成25年4月15日）を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に社会教育調査に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」（基幹統計）の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。 <基本的な考え方> ○ 学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施については、予算の確保や実施体制、費用対効果などの多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性についての検討を行う。 ○ 子どもの学習費調査については、記入者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握が可能となるよう調査事項の見直しを検討する。 ○ 社会教育調査については、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利用・運営状況

	など新たな観点も含め、生涯学習という広い視野からの統計整備を検討する。
備考（留意点等）	

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 （第2WG）	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 （8） 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇ 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 ◇ 別表では、労働市場の実態をよりの確に把握する観点から、①有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、②実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、③社会生活基本調査における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、④雇用創出・消失指標の公表、⑤非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、⑥労働力調査の前年同期のフローデータの集計・公表、⑦ハローワーク以外ルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①、④～⑦については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②及び③については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月24日閣議決定）などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。 ○ また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関（ILO）における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要となっている。 ＜基本的な考え方＞ ○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換者数を算出し、その発生頻度による結果精度や把握可能性を検証する。 ○ 国際比較の可能性の向上の観点から、ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に当たっては、時系列比較の観点にも配慮する。

備考(留意点等)	・ 上記①から派生した「雇用者に関する用語」の整理（概念・定義の整理を含む。）については、「従業上の地位の見直し」として別に整理。
----------	---

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化の進展に対応した統計の整備 （第2WG）	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 （7）グローバル化の進展に対応した統計の整備 ◇ 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述 ◇ 別表には、①適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、在留外国人統計及び出入国管理統計における集計の充実に ついての検討、②人口動態調査における外国人についての集計の充実に ついて検討するよう記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、出入国管理統計（月報）の国籍拡充（平成25年1月分から）は「実施済」、在留外国人統計の在留目的等拡充（平成25年末から）は「実施可能」、出入国管理統計（年報）の国籍及び入国目的等の拡充（平成26年末から）は「実施予定」との自己評価。 ○ ②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	P（審議結果を踏まえて記述）
次期基本計画における取扱い及び基本的な方向性	P（審議結果を踏まえて記述）
備考（留意点等）	審議において、新たな発展・充実を求める事項が認められなかった場合、項目自体を結合・削除する方向で整理してはどうか。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
その他 (第2WG)	第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他 犯罪被害実態（暗数）調査における精度向上について検討
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	P（審議結果を踏まえて記述）
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	P（審議結果を踏まえて記述）
備考（留意点等）	審議において、新たな発展・充実を求める事項が認められなかった場合、項目自体を結合・削除する方向で整理してはどうか。

平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）案

審議テーマ（担当）	現行基本計画の該当項目（概要）
その他 (第2WG)	◇ 本文に以下のとおり記述。 第2－3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 イ 取組の方向性 このため、<u>男女共同参画の視点を踏まえつつ</u>、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・(中略)・・・
平成24年度統計法施行状況報告の概要	—
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 「第三次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置づけ。 ○ 内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているものの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。 ○ 以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理。 〈基本的な考え方〉 ・基本計画部会で、検討している「比較可能性の向上を目指した統計分類等の検討」の項目の中で整理。

備考(留意点等)	
----------	--